

作成者 齋藤孝恵 (弁理士)

事 件 番 号	平成 30 年 (行ケ) 第 10169 号	言 渡 日	平成 31 年 4 月 22 日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第 2 部		
原 告	株式会社 MTG	訴訟代理人弁護士	櫻林正己 外 1 名
被 告	株式会社ドリームファクトリー	訴訟代理人弁護士	釜田佳孝 外 3 名
意匠に係る物品	トレーニング機器		
関 連 条 文	意匠法第 3 条第 1 項第 3 号		
主 文	原告の請求を棄却する。		
判 決 要 旨	<p>(ア) 基本的構成態様における共通点 (A) のうち、上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計 6 つ設けられているという形態については、需要者の注意を強く引く構成態様と評価することができる。</p> <p>これに対し、その余の共通点については、これらが両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さい。</p> <p>(イ) 他方、基本的構成態様における相違点 (a)、(a-2)、(b) 及び (c) によってもたらされる印象は、両意匠ともに、盛り上がった腹部の筋肉という、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を与えるとの点において共通するものの、本件登録意匠は、流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるのに対し、甲 2 意匠は、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといったような、当該意匠に係る物品の使用による達成目標により沿うものとなっており、これらの相違点を与える印象の違いは、上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものである。</p> <p>(ウ) そうすると、その余の共通点、相違点をもたらす印象を考慮しても、両意匠は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきである。</p> <p>したがって、本件登録意匠は、甲 2 意匠に類似するといえない。</p>		

事案の概要

本件は、意匠登録第 1593189 号についての無効審判請求 (無効 2018-880003 号) 事件に対する不成立審決の審決取消訴訟である。争点は、本件登録意匠及び引用意匠である甲 2 意匠の形態の認定、並びに両意匠の共通点及び相違点の認定と両意匠の類否判断 (意匠法第 3 条第 1 項第 3 号) である。

1. 特許庁における手続の経緯

(1) 被告は、「本件登録意匠」の意匠権者である。

登録番号 第 1593189 号

出願日 平成 29 年 1 月 30 日（意願 2017-1528）

登録日 平成 29 年 11 月 24 日

意匠に係る物品 トレーニング機器

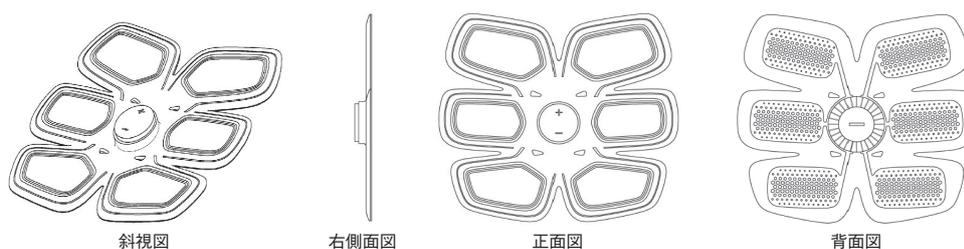
意匠の形態

本件登録意匠



(2) 原告は、引用意匠である甲 2 意匠の権利者で、平成 30 年 2 月 28 日、本件登録意匠について意匠登録無効審判を請求した（無効 2018-880003 号）。

引用意匠：甲 2 意匠



特許庁は、平成 30 年 10 月 23 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年 11 月 2 日、原告に送達された。

(3) 原告は、平成 30 年 11 月 29 日、審決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

2. 審決の理由の要点

本件登録意匠は、その意匠登録出願の出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物である登録第 1536247 号意匠公報（出願日：平成 27 年 2 月 19 日、発行日：同年 10 月 26 日、意匠に係る物品：トレーニング機器。甲 2）に記載された意匠（以下「甲 2 意匠」という。）に類似しない。（甲 2 意匠）

裁判所の判断

1. 両意匠の形態について

(2) 本件登録意匠の（形態 1）について

証拠（甲 1）によれば、本件登録意匠の中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間は、いずれも先端が円弧状の略倒扁平「V」字状であることが認められるから、(形

態1)は次のように認定するのが相当である(下線は当裁判所が付した。)(形態1)全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略上下左右対称であり、略倒隅丸台形状の中央パッドの上下に、先端が円弧状の略倒扁平「V」字状の隙間を介して、上端又は下端が略弓状に膨出した上パッド及び下パッドが配置された、合計6つのパッドからなる本体と、本体の正面中央に設けられた、略円形の強弱調整ボタンで構成されている点。

(3) 甲2意匠の(形態1')について

証拠(甲2)によれば、甲2意匠の中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間は、いずれも先端が先細りの略倒扁平「V」字状であることが認められるから、(形態1')は次のように認定するのが相当である(下線は当裁判所が付した。)

(形態1')全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、略横長隅丸4角形状の中央パッドが、左右端が若干上に傾くように配置され、中央パッドの上に、先端が先細りの略倒扁平「V」字状の隙間を介して、略横長隅丸5角形状の上パッドが、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、中央パッドの下に、先端が先細りの略倒扁平「V」字状の隙間を介して、略横長隅丸5角形状の下パッドが、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置された、合計6つのパッドからなる本体と、本体の正面中央に設けられた、略円形の強弱調整ボタンで構成されている点。

(4) 原告の主張について

原告の上記ア～エの主張の要点は、本件登録意匠についても、甲2意匠についても、基本的構成態様を「全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、左右の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体と、本体の正面中央に設けられた略円形の強弱調整ボタンで構成されている点」と認定すべきというものである。

しかし、上記説示のとおり、両意匠においては、各パッドの形状や表面に施された模様等についても、意匠の形態を大づかみにした場合に認識できる骨格的態様というべき構成に当たると認められるのであるから、原告の主張は、基本的構成態様を過度に抽象化しているものといわざるを得ない。

したがって、この点についての原告の主張を採用することはできない。

2. 両意匠の対比について

(2) 中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間につき、本件登録意匠では、先端が円弧状の略倒扁平「V」字状であるのに対し、甲2意匠では、先端が先細りの略倒扁平「V」字状であるから、両意匠には基本的構成態様に係る次の共通点(A-2)及び相違点(a-2)があると認めるのが相当である。

(A-2) 中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間は、いずれも略倒扁平「V」字状である点。

(a-2) 中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間の先端の態様について、本件登録意匠はいずれも円弧状であるのに対して、甲2意匠はいずれも先細りである点。

(3) 次に、具体的構成態様に係る相違点 (h) 及び (j) についての審決の認定は、原告が指摘するとおり、本件登録意匠の形態と甲2意匠の形態とが逆になっているから、次のように認定すべきである。

(h) 本件登録意匠は、「+」及び「-」の表示が明調子に表され、強弱調整ボタンの間に明調子の電源ボタンが設けられているが、甲2意匠は、「+」及び「-」の表示が明調子ではなく、電源ボタンが設けられていない点。

(j) 本件登録意匠は、本体正面の大部分と本体背面の縁部、及び「+」などの表示を除く強弱調整ボタンが暗調子に、本体背面の太線模様がやや暗調子に、その太線模様と縁部を除く本体背面が明調子にそれぞれ表されているのに対して、甲2意匠は、明調子又は暗調子に表されていない点。

3. 両意匠の類否判断について

(1) 証拠 (甲1、2) によれば、両意匠の物品は、いずれも「トレーニング機器」と同一であって、背面電極部から流れる電流により腹筋等を刺激し、当該部位の筋肉等を引き締めるためのものである点において共通する (各証拠の【意匠に係る物品の説明】参照)。

また、その需要者についても、いずれもそのようなニーズを有する一般消費者であると認められる。

そして、両意匠に係る物品は、これを使用者の腹部に載せ、当該物品の背面に設けられている電極を腹部に接触させて使用する物であるから (甲1及び2の【意匠に係る物品の説明】の記載、並びに甲2の【使用状態を示す参考図】参照)、着脱時には、直接肌に触れることになる背面も、ある程度の注意をもって見る機会があるものの、需要者は主に当該物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いというべきである。両意匠を実施していると解される物品及び同種の物品を紹介するカタログ、ポスター等においても、これらの物品を単独で、又は腹部に装着した状態の物品の表面を、それぞれ正面から撮影した画像が多く使用されており (甲3の2～3の4、4、15、16の2)、上記の観察方法の正当性を裏付けるものといえる。

(2) 以上を前提として、両意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美観が類似するか否かを検討する。

ア 両意匠の形態上の共通点について

(ア) 両意匠は、全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、左右の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体と、本体の正面中央に設けられた略円形の強弱調整ボタンで構成されている点 (共通点 (A))、中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間は、いずれも略倒扁平「V」字状である点 (共通点 (A-2))、本体の上辺及び下辺中央に切り欠き部が形成されている点 (共通点 (B))、強弱調整ボタンは、正面側が閉塞しており、本体に一体に設けられている点 (共通点 (C))、本体背面中央に、強弱調整ボタンよりも大きい円形の線模様が設けられ、各パッドに、周囲に余白を残して電極が配置され、各電極が中央

の円形模様と接続されて、円形模様の内側中央にコイン掛け溝を有する電池部蓋が設けられている点（共通点（D））、並びに強弱調整ボタンの正面上下に、「+」及び「-」の表示が設けられている点（共通点（E））において、共通する形態を有している。

（イ）まず、共通点（A）のうち、全体が、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、パッドが複数配置された本体と、本体中央に設けられた略円形の強弱調整ボタンで構成されている点は、本件登録意匠の出願前に販売されていた同種の商品にも広く見られる態様と認めるのが相当である（甲3の2、3の3、5）。

しかし、上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態についてみると、当該形態は本件登録意匠の出願前に販売されていた同種の商品にも相当数見られるものの、採用されているパッド数には様々なものがあること（甲5）に鑑みると、これを両意匠に係る物品において普遍的に見られるありふれた形態とまでいうことはできない。かえって、当該形態は両意匠の全体の輪郭の主要を形成するものであること、パッド部が意匠全体に占める面積が大きいこと、各パッド間の区切りも明瞭であることに加え、需要者は主に両意匠に係る物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いとの観察方法を併せ考慮すると、当該形態は需要者の注意を強く引く構成態様と評価するのが相当である。

（ウ）次に、①共通点（A-2）、②共通点（B）に関し、本体の上辺又は下辺中央に切り欠き部が形成されている点、③共通点（C）、④共通点（E）については、本件登録意匠の出願前に販売されていた同種の商品にも広く見られる態様であるか（甲3の2、3の3、5）、あるいは、これらの形態が意匠全体に占める割合も大きくないものであるから、両意匠に係る物品の観察方法も併せ考慮すると、これらの共通点が類否判断に及ぼす影響は小さいというべきである。

（エ）また、両意匠は、背面の形態に関し、共通点（D）において共通するが、上記（1）のとおり、需要者が当該物品の背面に着目する程度は高くないと認められるから、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さいというべきである。

イ 両意匠の形態上の相違点について

（ア）相違点（a）、相違点（a-2）及び相違点（b）についてみると、本件登録意匠は、略倒隅丸台形状の中央パッドの上下に、先端が円弧状の隙間を介して、上端又は下端が略弓状に膨出した上パッド及び下パッドが配置され、本体の上辺及び下辺中央に略「U」字状の切り欠きがあり、切り欠き部に連なる本体上辺及び下辺の角部付近が上方又は下方に僅かに膨出していることから、全体として上下対称となっていることと相まって、総じてうねりを伴う流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるものである。

これに対し、甲2意匠は、中央パッドが略横長隅丸4角形状で、左右端が若干上に傾くように配置され、先端が先細りの隙間を介して、上パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、同様に先端が先細りの隙間を介して、下パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも下に傾くよ

うに配置されており、本体の上辺及び下辺中央に略「V」字状の切り欠きが設けられていることから、各パッドの各辺が概ね直線状となっていることと相まって、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといった、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を需要者に与えるものである。

そうすると、これらの相違点により需要者に与える印象の違いは極めて大きいというべきである。

(イ) 次に、相違点(c)についてみると、本件登録意匠は、上パッド及び下パッドにおいて、上端又は下端に沿って明調子の筋状模様が、内側の稜線寄りに明調子の略倒扁平三角形状模様がそれぞれ配されていることから、当該各パッドが浮き上がったような印象を与えるとともに、上パッド及び下パッドには、左右のパッドにまたがってごく僅かに突出した略「M」字状又は略「W」字状の帯状部が形成され、中央パッドには左右のパッドにまたがってごく僅かに突出した略倒紡錘形状部が強弱調整ボタンを囲むように形成されていることから、当該意匠の物品が「トレーニング機器」であることを考え合わせると、これらの形態は腹部の筋肉の盛り上がりイメージさせるものといえる。

そして、甲2意匠は、外周を縁取る線模様がパッドごとに分断して合計6つ設けられ、その内側に、各パッドの外形に相似するような隅丸略5角形状の線溝が、相似形に3本施されていることから、同様に当該意匠の物品が「トレーニング機器」であることを考え合わせると、これらの形態は腹部の筋肉の盛り上がり強くイメージさせるものといえる。

そうすると、この点が需要者に与える印象の違いはそれほど大きくないというべきである。

(ウ) 相違点(d)についてみると、強弱調整ボタンの形状が略円錐台形状であるか略円筒状であるか、基部が設けられているか否かは、目につきにくい部分における細かな差異にすぎないから、需要者に与える印象の違いは小さいというべきである。

(エ) 相違点(g)については、甲2意匠に設けられている通気孔は、本体中央に設けられている強弱調整ボタンの斜め上下左右という比較的需要者の注意を引く位置にあり、形状が略隅丸3角形であることから、シャープな印象を与えるものといえるが、その孔自体それ程目立つものではなく、通気孔の部分が全体に占める割合もごく小さいことから、この点が需要者に与える印象の違いは小さいというべきである。

(オ) 相違点(h)のうち、電源ボタンの有無については、本件登録意匠では、当該電源ボタンが本体の中央という非常に目につきやすい箇所に設けられていることから、一定程度異なる印象を需要者に与えるといえる。

しかし、「+」及び「-」の表示が明調子に表されているか否かについては、需要者に与える印象の違いは小さいというべきである。

(カ) その余の相違点については、両意匠を全体としてみたときに、ごく限定された部分又は目につきにくい部分における細かな差異にすぎず、他の共通点・相違点から生ずる美感を左右するほどのものとはいえない。

ウ 総合評価

(ア) 基本的構成態様における共通点 (A) のうち、上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態については、需要者の注意を強く引く構成態様と評価することができる。

これに対し、その余の共通点については、これらが両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さい。

(イ) 他方、基本的構成態様における相違点 (a)、(a-2)、(b) 及び (c) によってもたらされる印象は、両意匠ともに、盛り上がった腹部の筋肉という、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を与えるとの点において共通するものの、本件登録意匠は、流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるのに対し、甲2意匠は、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといったような、当該意匠に係る物品の使用による達成目標により沿うものとなっており、これらの相違点を与える印象の違いは、上記共通点もたらす印象をはるかに凌駕するものである。

(ウ) そうすると、その余の共通点、相違点もたらす印象を考慮しても、両意匠は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきである。

(3) 小括

したがって、本件登録意匠は、甲2意匠に類似するといえない。

結 論

以上によれば、審決には、両意匠の形態の認定、並びにその共通点及び相違点の認定に一部誤りがあるものの、結論において誤りがあるとはいえず、審決に取り消されるべき違法はないから、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所 第3部 裁判長裁判官 鶴岡稔彦
裁判官 高橋 彩
裁判官 間明宏充

判決にまつわる検討

本件は、無効審判において本件登録意匠と引用意匠である甲2意匠が類似するか否かが争われ、両意匠は非類似と判断された案件である。

原告は、「両意匠を対比したとき、『深い切り込みを入れた』、『6枚のパッド片からなる構成である』という共通点を中心とする、審決が認定した共通点 (A) ~ (E) 及び原告が主張する共通点 (A-i) ~ (Avii) は、それまでになかったまさに独創的な意匠部分であり、

その「深い切り込み」という形態の基本的な共通性とも相まって、需要者に極めて強い共通の美感を生じさせる。これに対し、両意匠の相違点は、まさに微細な改変を加えたものすぎない。したがって、両意匠の共通点における美感の共通性は、相違点を遙かに凌駕するものであるから、両意匠は全体として類似する。」と主張していたが、判決では、「両意匠においては、各パッドの形状や表面に施された模様等についても、意匠の形態を大づかみにした場合に認識できる骨格的態様というべき構成に当たると認められるのであるから、原告の主張は、基本的構成態様を過度に抽象化しているものといわざるを得ない。」として、この点についての原告の主張を採用することはできないとしている。

原告が主張する具体的な構成態様についても裁判所は丁寧に認定し、類否の判断をしている。

判決では、基本的構成態様における各パッド片の形状に関する相違点 (a)、中央パッドと上パッド、中央パッドと下パッドの各隙間の先端の態様に関する相違点 (a-2)、正面視の上下辺中央部の隙間の形状及びその周辺に関する相違点 (b)、帯状部や線模様に関する相違点 (c) によってもたらされる印象の違いは、共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものであるとしている。

相違点 (c) について、判決では、「本件登録意匠は、上パッド及び下パッドにおいて、上端又は下端に沿って明調子の筋状模様が、内側の稜線寄りに明調子の略倒扁平三角形状模様がそれぞれ配されていることから、当該各パッドが浮き上がったような印象を与えるとともに、上パッド及び下パッドには、左右のパッドにまたがってごく僅かに突出した略「M」字状又は略「W」字状の帯状部が形成され、中央パッドには左右のパッドにまたがってごく僅かに突出した略倒紡錘形状部が強弱調整ボタンを囲むように形成されていることから、当該意匠の物品が「トレーニング機器」であることを考え合わせると、これらの形態は腹部の筋肉の盛り上がりイメージさせるものといえる。」「そして、甲2意匠は、外周を縁取る線模様がパッドごとに分断して合計6つ設けられ、その内側に、各パッドの外形に相似するような隅丸略五角形状の線溝が、相似形に3本施されていることから、同様に当該意匠の物品が「トレーニング機器」であることを考え合わせると、これらの形態は腹部の筋肉の盛り up を強くイメージさせるものといえる。」「そうすると、この点が需要者に与える印象の違いはそれほど大きくないというべきである。」としている。

しかしながら、突出が僅かであったとしても「略『M』字状又は略『W』字状の帯状部が形成され、中央パッドには左右のパッドにまたがってごく僅かに突出した略倒紡錘形状部が強弱調整ボタンを囲むように形成されている」本件登録意匠とそのような態様のない「外周を縁取る線模様がパッドごとに分断して合計6つ設けられ、その内側に、各パッドの外形に相似するような隅丸略五角形状の線溝が、相似形に3本施されている」甲2意匠との相違は、美感が異なり印象の違いが明らかにあるのではないかと考える。

判決では、「上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態についてみると、当該形態は本件登録意匠の出願前に販売されていた同種の商品にも相当数見られるものの、採用されているパッド数には様々なものがあること（甲5）に鑑みると、これを両意匠に係る物品において普遍的に見られるありふれた形態とまでいうこと

はできない。」として、公知意匠も参酌し、その上で「需要者は主に両意匠に係る物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いとの観察方法を併せ考慮すると、当該形態は需要者の注意を強く引く構成態様と評価するのが相当である。」としてその基本的構成態様について一定の評価をしているが、その他の共通点が類否判断に及ぼす影響は小さいというべきであるとして、結論として「基本的構成態様における相違点 (a)、(a-2)、(b) 及び (c) によってもたらされる印象」について「これらの相違点を与える印象の違いは、上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものである。」として、印象の違いを認定し、両意匠は類似しないとされたものである。

意匠の類否について、丁寧な判断がなされている判決であると考える。

なお、甲5意匠について、原告は甲2意匠を引用意匠として無効審判（無効 2017-880003 号）を請求し、「本件意匠においては、枠にはまった型どおりの平板で単調なものであるのに対し、引用意匠においては、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといったような、意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿うものとなっており、これらの差異点を与える印象の違いは、上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものである。」として不成立審決の審決取消訴訟（平成 29 年（行ケ）10198 号）を提起し、非類似である旨の判決を受けている。

甲5意匠（意匠登録 1565074 号出願平成 28 年 2 月 5 日）

